三　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

［一　略］

二　電気通信業務伝搬障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲			
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～五二　略］				

改正前

［一　同上］

二　［同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲			
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～五二　同上］				

［四～一一　略］

［四～一一　同上］

踞側町、同泓の川町、下鳥羽城の越町、同芹川町、同北の口町、同渡瀬町、同葭田町、同平塚町、同須釜町、同澱女町、同小柳町、同上三栖町、横大路下三栖南郷、同芝生、同下三栖宮の後、同千両松町、同下三栖宮の飛地、向島大黒、同上五反田

久世郡　久御山町